

丹後沿岸海岸保全基本計画の変更について

京都府

建設交通部 河川課

商工労働観光部・建設交通部 港湾局 港湾企画課

農林水産部 農村振興課

農林水産部 水産課

目次

- **1 海岸保全基本計画変更の背景及び経過**
 - 海岸保全基本計画変更について…………… 4
 - 丹後沿岸海岸保全基本計画技術検討会及び検討委員会…………… 5
 - 京都府の丹後沿岸海岸保全基本計画…………… 6

- **2 技術検討会の結果概要**
 - 計画外力の設定…………… 8
 - 高潮・高波に対する必要天端高の算定方法 …… 10
 - 防護水準の設定…………… 11

- **3 「丹後沿岸海岸保全基本計画」の変更**
 - 計画変更にあたってのポイント…………… 17
 - 海岸保全基本計画の変更項目(案)…………… 18
 - 海岸保全基本計画(変更原案)の概要…………… 19
 - 施設整備の方針について(報告)…………… 30

1. 海岸保全基本計画変更の背景及び経過

海岸保全基本計画変更の背景及び経過について

- 令和2年の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、国は気候変動による平均海面水位の上昇等を考慮するため、令和2年11月に海岸保全基本方針を変更。
- 海岸保全基本方針に基づき、「丹後沿岸海岸保全基本計画」を変更するため、京都府では気候変動を考慮した防護水準等に係る「技術検討会」と利用・環境等を踏まえた計画変更に係る「検討委員会（本委員会）」の2つの会議を開催し、計画変更のための検討を実施。

＜海岸保全基本計画の変更＞

- 防護水準等の変更
- 気候変動を踏まえた海岸の防護

- ・海岸保全のあり方提言
- ・海岸保全基本方針の変更
- ・計画外力の設定方法等に関する通知

海岸法第一章総則

第一条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。

第二条の三 都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画（以下「海岸保全基本計画」という。）を定めなければならない。

2都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ海岸に関し学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

＜技術検討会・検討委員会の設置＞

気候変動を考慮した計画外力の設定や計画変更を行うため、海岸法第二条の3第2項に基づき、学識者経験者等からの意見を聴取するため、以下のとおり技術検討会・検討委員会を開催。

《技術検討会》

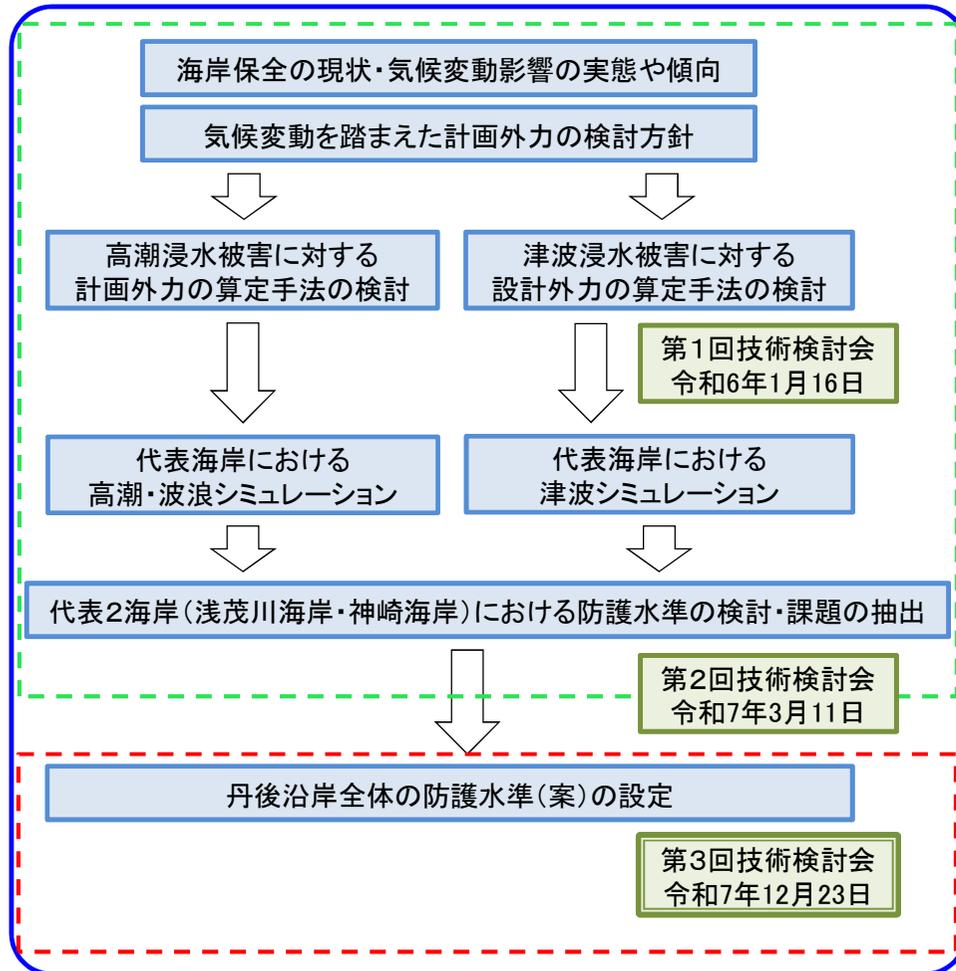
気候変動に伴う防護水準の設定のため、技術的な内容について、意見を聴取。

《検討委員会（本委員会）》

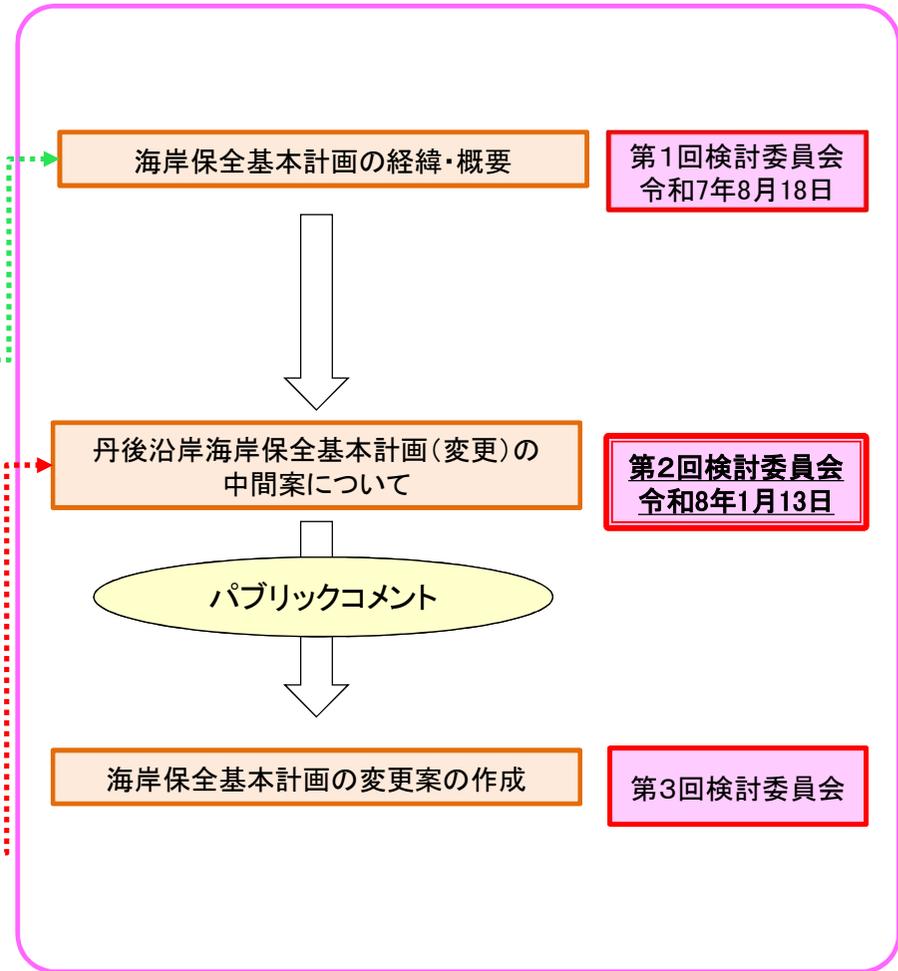
技術検討会で設定された防護水準等をもとに、丹後沿岸改案保全基本計画を変更するために、技術的な内容に加えて、利用・環境面においても、意見を聴取する。

丹後沿岸海岸保全基本計画技術検討会及び検討委員会

技術検討会



検討委員会



海岸保全基本計画(変更) 公表

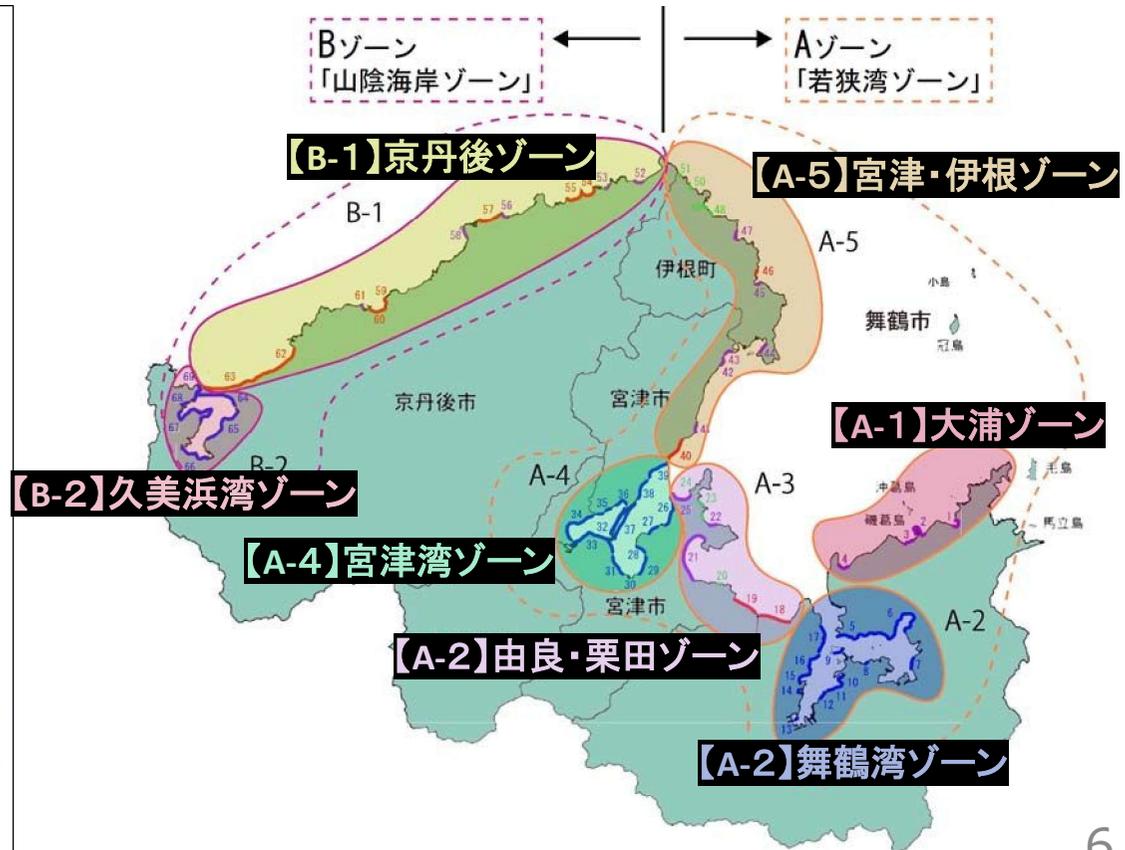
丹後沿岸海岸保全基本計画

- 丹後沿岸海岸保全基本計画では、“悠久・雄大な自然と共に生きる～『海の京都』なぎさ回廊～”を基本理念とし、防護、環境・景観、親水・利用の観点から海岸保全の方針を定めている。
- 施設整備にあたっては、海岸の連続性や統一性を損なわないよう、自然条件・社会経済条件・生活文化圏等を踏まえ、府内海岸線を7ゾーンに分割して、ゾーン毎に指針を定めている。

丹後沿岸海岸保全基本計画の基本理念



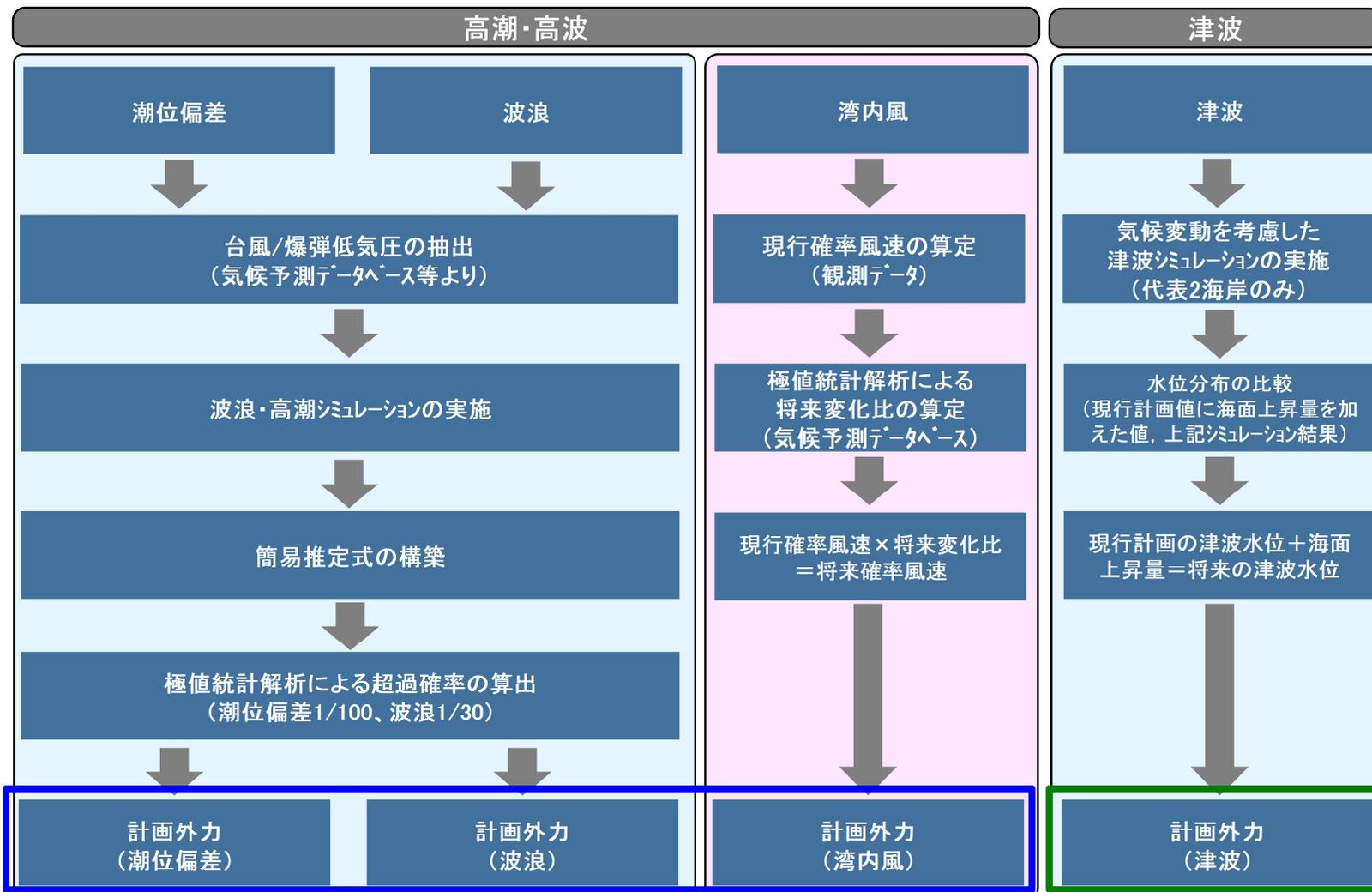
丹後沿岸海岸保全基本計画におけるゾーニング



2.技術検討会の結果概要

計画外力の設定

- 技術検討会では、以下のフローに基づき、丹後沿岸における計画外力を設定。
- 高潮・高波に対する必要天端高と津波に対する必要天端高の高い方を必要天端高として設定。



計画外力の設定

➤ 技術検討会では、計画外力、防護水準の設定値・設定方針を下表のとおり設定。

項目		設定値	設定方針	備考		
計画外力	高潮	潮位条件				
		朔望平均満潮位	T.P.+0.54m	・最新5か年(2018年～2022年)の平均値に基づき設定	審議済事項 (第2回技術検討会まで)	
		海面上昇量	+0.32m	・2°C上昇シナリオの平均値(+0.39m)を基に、2022年から2100年までの海面上昇量を推算	審議済事項 (第2回技術検討会まで)	
	高波	潮位偏差 (100年確率値)	A 若狭湾 A-1 大浦ゾーン:+0.56m A-2 舞鶴湾ゾーン:+0.64m A-3 由良・栗田ゾーン:+0.60m A-4 宮津湾ゾーン:+0.61m A-5 宮津・伊根ゾーン:+0.56m B 山陰海岸ゾーン:+0.57m	・各海岸における台風・爆弾低気圧の両方を考慮した長期変化量の算定結果を適用 ・潮位偏差の再現期間は、舞鶴検潮所(気象庁)における既往最大偏差(+0.57m)の再現確率年(87年)を基に切り上げて、100年確率値を設定	審議済事項 (第2回技術検討会まで)	
		波浪条件	有義波高 (30年確率値)	A 若狭湾ゾーン:7.97m B 山陰海岸ゾーン:10.02m	・各ゾーンにおける台風・爆弾低気圧の両方を考慮した長期変化量の算定結果を適用 ・有義波高の再現期間は、現行計画と合わせて30年確率値を設定	審議済事項 (第2回技術検討会まで)
			有義波周期 (30年確率相当)	A 若狭湾ゾーン:11.46s B 山陰海岸ゾーン:13.35s	・簡易推定式の精度が乏しいため、既存の波高・周期に関する経験式(Toba則)に基づき設定 ・経験式の係数は、選定した台風及び爆弾低気圧各200事象の波浪推算結果を基に設定	審議済事項 (第2回技術検討会まで)
	風条件	風速 (30年確率値)	舞鶴湾:26.4m/s 宮津湾:24.2m/s 久美浜湾:23.6m/s	・各湾の湾内風に対する長期変化量の算定結果を適用 ・風速の再現期間は、現行計画や有義波高と合わせて30年確率値を設定	第3回技術検討会審議事項	
津波	津波条件	津波水位	現行計画の津波水位+0.35m	・現行計画の設計津波水位に朔望平均満潮位の変化量(+0.03)と海面上昇(+0.32)を加えた値と、気候変動を考慮した津波シミュレーション結果を比較 ・両者が概ね等しいことから、現行計画の津波水位に一律で0.35mを加えて設定	審議済事項 (第2回技術検討会まで)	
防護水準	計画天端高	海岸ごとに代表1断面で設定	・「高潮・高波に対する必要天端高」、「津波に対する必要天端高」を比較し、高い方の値に余裕高を加えて設定	第3回技術検討会審議事項 ※一部は第2回技術検討会で提示		
	余裕高	0.3m	・将来の気候変動の上振れリスクや地殻変動等の不確実性を考慮し設定	第3回技術検討会審議事項		

青:審議済事項、赤:第3回技術検討会審議事項

高潮・高波に対する必要天端高の算定方法

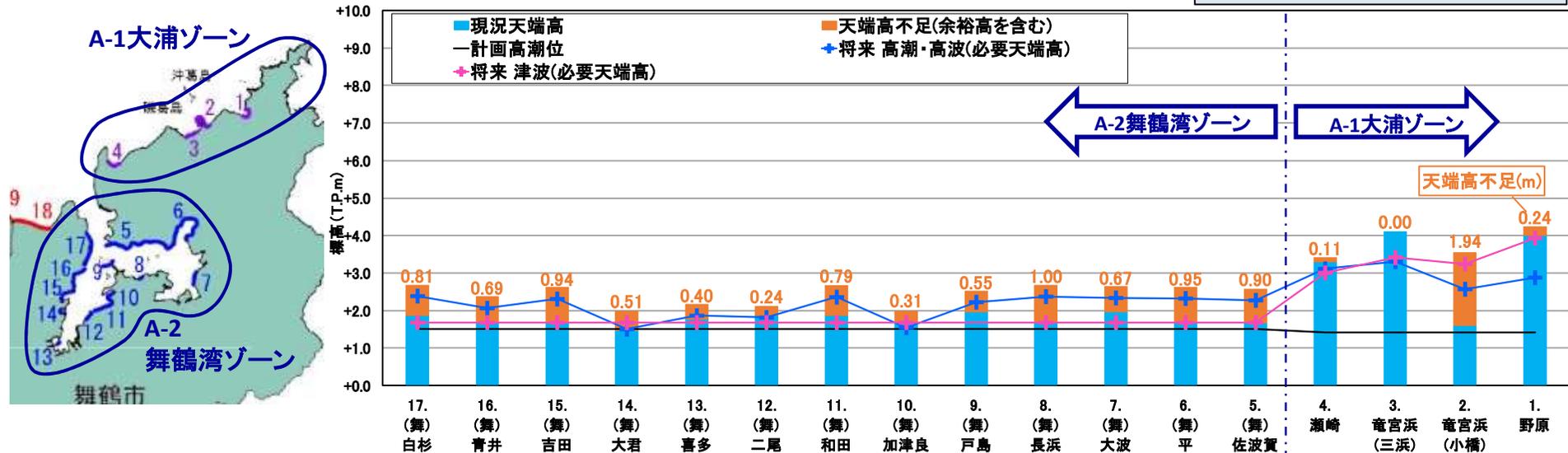
- 技術検討会では、外洋波と湾内発生波の選定区分を下図のように設定。
- ただし、湾口に位置する海岸などについては、両者の比較を行い、必要天端高を算定。



防護水準の設定

①若狭湾ゾーン A-1（大浦）・A-2（舞鶴湾）

気候変動シナリオ：2℃上昇
防護水準設定における目標年次：2100年



所管		(港)	(港)	(港)	(港)	(港)	(港)	(港)	(港)	(港)	(港)	(港)	(港)	(港)	(水)	(水)	(水)	(水)		
海岸保全区域延長	km	2.3	2.0	1.8	0.8	0.4	0.5	1.7	0.2	1.0	0.3	1.3	2.7	4.7	0.8	1.2	1.5	0.9		
現況天端高(代表断面)	T.P.m	+1.87	+1.67	+1.67	+1.47	+1.77	+1.87	+1.87	+1.67	+1.97	+1.67	+1.97	+1.67	+1.67	+3.30	+4.10	+1.60	+4.00		
将来 (気候変動考慮)	必要天端高	高潮・高波	T.P.m	+2.38	+2.06	+2.31	+1.50	+1.87	+1.81	+2.36	+1.54	+2.22	+2.37	+2.34	+2.32	+2.27	+3.11	+3.30	+2.57	+2.88
		津波	T.P.m	+1.68	+1.68	+1.68	+1.68	+1.68	+1.68	+1.68	+1.68	—	+1.68	+1.68	+1.68	+1.68	+3.00	+3.41	+3.24	+3.94
	計画天端高=防護水準(案)	T.P.m	+2.68	+2.36	+2.61	+1.98	+2.17	+2.11	+2.66	+1.98	+2.52	+2.67	+2.64	+2.62	+2.57	+3.41	+3.71	+3.54	+4.24	
天端高不足(余裕高を含む)	m	0.81	0.69	0.94	0.51	0.40	0.24	0.79	0.31	0.55	1.00	0.67	0.95	0.90	0.11	0.00	1.94	0.24		
決定事象	—	高潮・高波			津波	高潮・高波			津波	高潮・高波					津波					

※「必要天端高」:「高潮・高波に対する必要天端高」、「津波に対する必要天端高」を比較し、高い方の値を設定
「計画天端高」:必要天端高+余裕高(+0.30m)、「天端高不足」:計画天端高-現況天端高

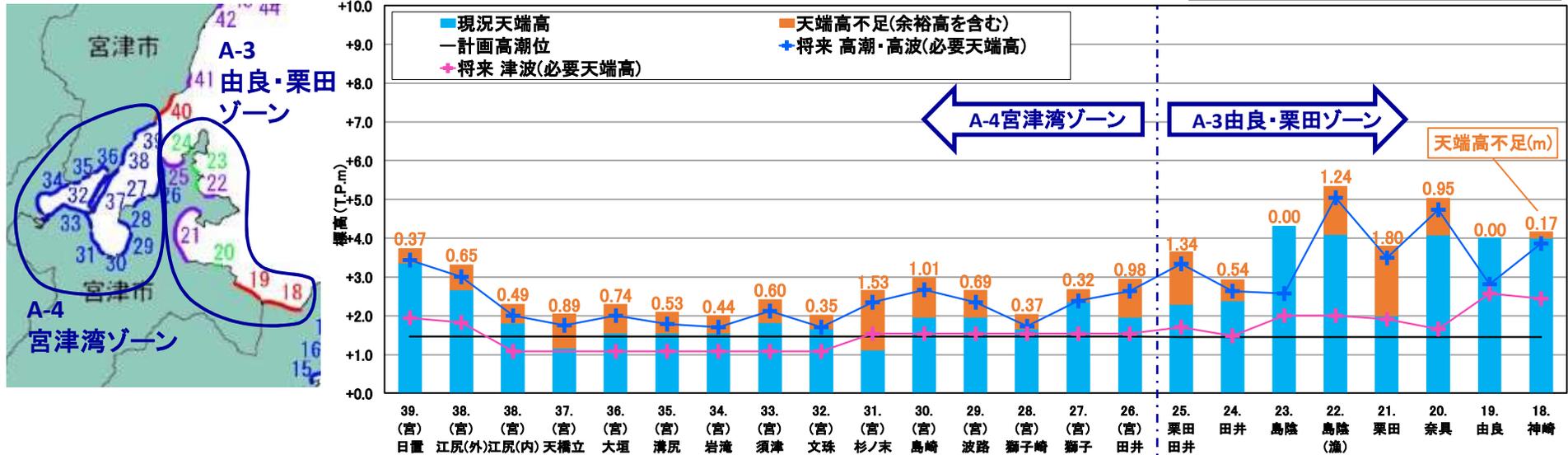
令和7年12月23日
第3回丹後沿岸海岸保全基本計画技術検討会
資料4 抜粋(一部追記)

- A-1大浦ゾーン 決定事象 :津波が支配的
天端高不足:平均値0.57m、最大値1.94m
- A-2舞鶴湾ゾーン 決定事象 :高潮・高波が支配的
天端高不足:平均値0.67m、最大値1.00m

防護水準の設定

②若狭湾ゾーン A-3（由良・栗田）・A-4（宮津湾）

気候変動シナリオ：2℃上昇
防護水準設定における目標年次：2100年



所管		(港)	(水)	(農)	(農)	(水)	(水)	(農)	(河)	(河)																
海岸保全区域延長	km	1.6	2.9	5.0	0.6	1.3	3.7	2.6	4.9	0.8	1.4	1.7	0.7	1.2	1.9	1.5	0.04	0.5	0.8	4.3	0.1	1.4	1.7			
現況天端高(代表断面)	T.P.m	+3.36	+2.66	+1.81	+1.16	+1.56	+1.56	+1.56	+1.82	+1.66	+1.12	+1.96	+1.96	+1.66	+2.36	+1.96	+2.30	+2.39	+4.31	+4.10	+2.00	+4.08	+4.00	+4.00		
将来 (気候変動考慮)	必要天端高	高潮・高波	T.P.m	+3.43	+3.01	+2.00	+1.75	+2.00	+1.79	+1.70	+2.12	+1.71	+2.35	+2.67	+2.35	+1.73	+2.38	+2.64	+3.34	+2.63	+2.58	+5.04	+3.50	+4.73	+2.82	+3.87
		津波	T.P.m	+1.94	+1.83	+1.08	—	+1.08	+1.08	+1.08	+1.08	+1.08	+1.54	+1.54	+1.54	+1.54	+1.54	+1.54	+1.70	+1.48	+2.00	+2.00	+1.91	+1.66	+2.58	+2.44
	計画天端高=防護水準(案)	T.P.m	+3.73	+3.31	+2.30	+2.05	+2.30	+2.09	+2.00	+2.42	+2.01	+2.65	+2.97	+2.65	+2.03	+2.68	+2.94	+3.64	+2.93	+2.88	+5.34	+3.80	+5.03	+3.12	+4.17	
天端高不足(余裕高を含む)	m	0.37	0.65	0.49	0.89	0.74	0.53	0.44	0.60	0.35	1.53	1.01	0.69	0.37	0.32	0.98	1.34	0.54	0.00	1.24	1.80	0.95	0.00	0.17		
決定事象	—	高潮・高波																								

※「必要天端高」:「高潮・高波に対する必要天端高」、「津波に対する必要天端高」を比較し、高い方の値を設定
「計画天端高」:必要天端高+余裕高(+0.30m)、「天端高不足」:計画天端高-現況天端高

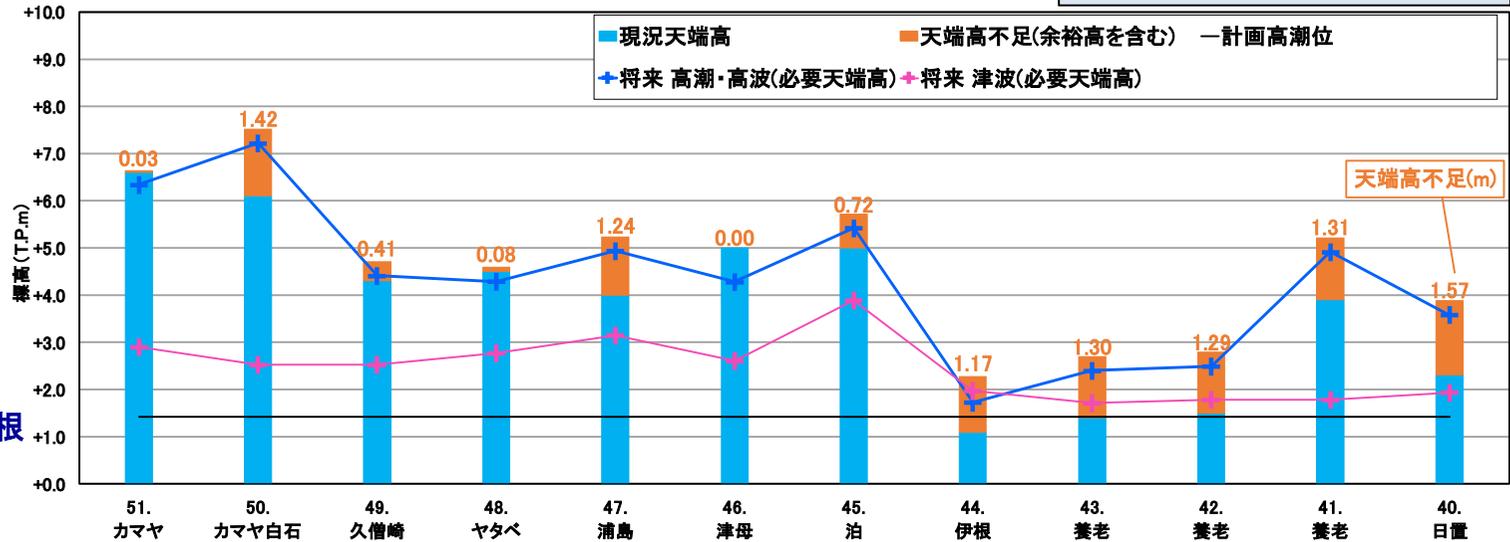
令和7年12月23日
第3回丹後沿岸海岸保全基本計画技術検討会
資料4 抜粋(一部追記)

- A-3由良・栗田ゾーン 決定事象 :高潮・高波(全海岸)
天端高不足:平均値0.76m、最大値1.80m
- A-4宮津湾ゾーン 決定事象 :高潮・高波(全海岸)
天端高不足:平均値0.66m、最大値1.53m

防護水準の設定

③若狭湾ゾーン A-5 (宮津・伊根)

気候変動シナリオ: 2°C上昇
防護水準設定における目標年次: 2100年



所管		(農)	(農)	(農)	(農)	(水)	(河)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(河)		
海岸保全区域延長	km	0.2	0.2	0.1	0.2	0.8	0.3	1.0	2.9	1.0	0.8	0.6	1.7		
現況天端高(代表断面)	T.P.m	+6.60	+6.10	+4.30	+4.50	+4.00	+5.00	+5.00	+1.10	+1.40	+1.50	+3.90	+2.31		
将来 (気候変動考慮)	必要天端高	高潮・高波	T.P.m	+6.33	+7.22	+4.41	+4.28	+4.94	+4.28	+5.42	+1.73	+2.40	+2.49	+4.91	+3.58
		津波	T.P.m	+2.90	+2.52	+2.52	+2.77	+3.15	+2.61	+3.89	+1.97	+1.71	+1.78	+1.78	+1.94
	計画天端高=防護水準(案)	T.P.m	+6.63	+7.52	+4.71	+4.58	+5.24	+4.58	+5.72	+2.27	+2.70	+2.79	+5.21	+3.88	
天端高不足(余裕高を含む)	m	0.03	1.42	0.41	0.08	1.24	0.00	0.72	1.17	1.30	1.29	1.31	1.57		
決定事象	—	高潮・高波							津波	高潮・高波					

※「必要天端高」: 「高潮・高波に対する必要天端高」、「津波に対する必要天端高」を比較し、高い方の値を設定
「計画天端高」: 必要天端高+余裕高(+0.30m)、「天端高不足」: 計画天端高-現況天端高

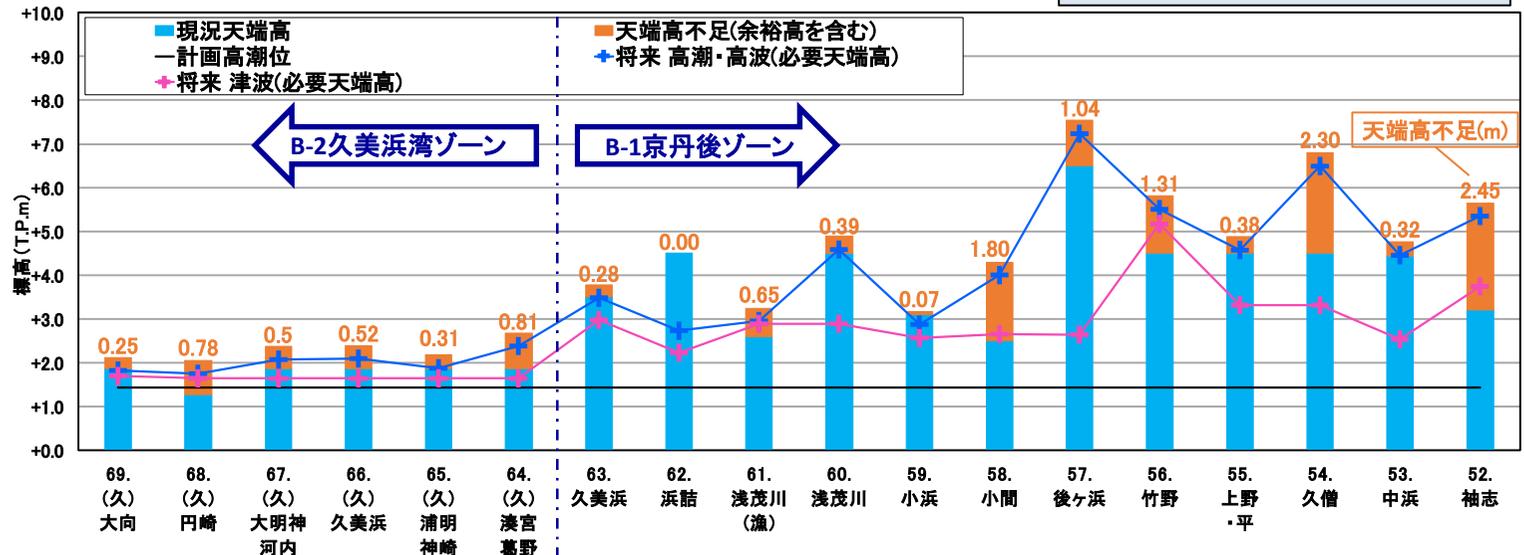
令和7年12月23日
第3回丹後沿岸海岸保全基本計画技術検討会
資料4 抜粋(一部追記)

- A-5宮津・伊根ゾーン 決定事象 : 高潮・高波が支配的
天端高不足: 平均値0.88m、最大値1.57m

防護水準の設定

④山陰海岸ゾーン B-1（京丹後）・B-2（久美浜湾）

気候変動シナリオ：2℃上昇
防護水準設定における目標年次：2100年



所管		(港)	(港)	(港)	(港)	(港)	(港)	(河)	(河)	(水)	(河)	(河)	(水)	(河)	(水)	(河)	(河)	(水)	(水)		
海岸保全区域延長	km	3.2	1.0	4.6	3.1	3.7	3.6	4.7	2.3	0.1	1.2	0.4	0.9	1.1	0.4	0.9	0.7	1.4	1.1		
現況天端高(代表断面)	T.P.m	+1.87	+1.27	+1.87	+1.87	+1.87	+1.87	+3.50	+4.50	+2.60	+4.50	+3.10	+2.50	+6.50	+4.50	+4.50	+4.50	+4.44	+3.20		
将来 (気候変動考慮)	必要天端高	高潮・高波	T.P.m	+1.82	+1.75	+2.07	+2.09	+1.88	+2.38	+3.48	+2.73	+2.95	+4.59	+2.87	+4.00	+7.24	+5.51	+4.58	+6.50	+4.46	+5.35
		津波	T.P.m	+1.69	+1.64	+1.64	+1.64	+1.64	+1.64	+2.98	+2.22	+2.89	+2.89	+2.56	+2.66	+2.64	+5.17	+3.31	+3.31	+2.54	+3.75
	計画天端高=防護水準(案)	T.P.m	+2.12	+2.05	+2.37	+2.39	+2.18	+2.68	+3.78	+3.03	+3.25	+4.89	+3.17	+4.30	+7.54	+5.81	+4.88	+6.80	+4.76	+5.65	
天端高不足(余裕高を含む)	m	0.25	0.78	0.50	0.52	0.31	0.81	0.28	0.00	0.65	0.39	0.07	1.80	1.04	1.31	0.38	2.30	0.32	2.45		
決定事象	—	高潮・高波																			

※「必要天端高」:「高潮・高波に対する必要天端高」、「津波に対する必要天端高」を比較し、高い方の値を設定
「計画天端高」:必要天端高+余裕高(+0.30m)、「天端高不足」:計画天端高-現況天端高

令和7年12月23日
第3回丹後沿岸海岸保全基本計画技術検討会
資料4 抜粋(一部追記)

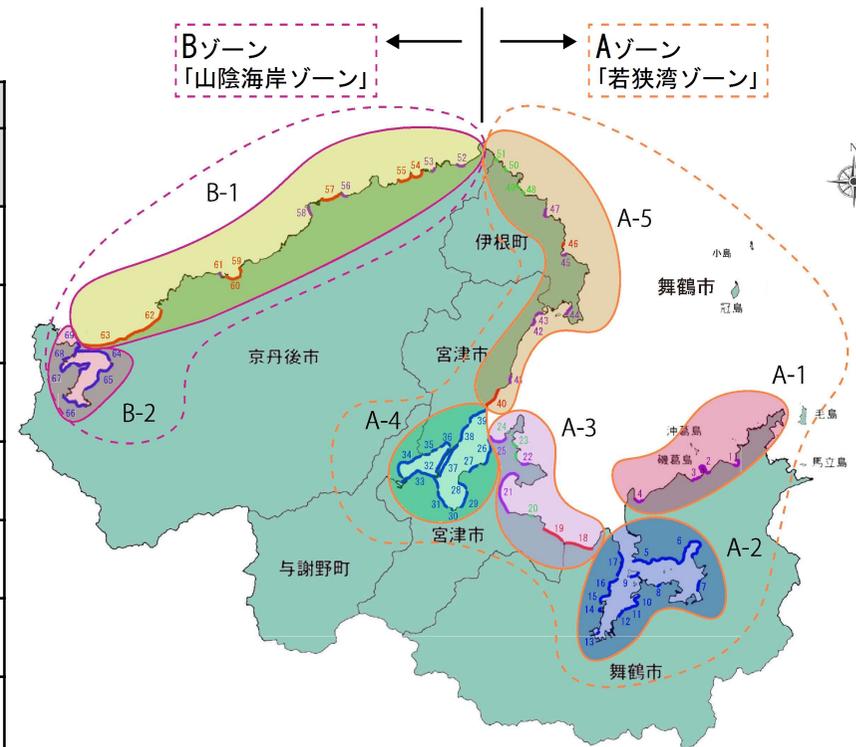
- B-1京丹後ゾーン 決定事象 :高潮・高波(全海岸)
天端高不足:平均値0.92m、最大値2.45m
- B-2久美浜湾ゾーン 決定事象 :高潮・高波(全海岸)
天端高不足:平均値0.53m、最大値0.81m

防護水準の設定

- 気候変動の影響により、沿岸の広い範囲で天端高不足が生じると算定。
- 計画天端高（＝防護水準）の決定事象は**一部区域（A-1ゾーン）を除き、高潮・高波が支配的。**ただし、当該検討結果は各海岸の代表断面で算定した結果であり、整備段階では、より詳細な検討が必要。

気候変動シナリオ: 2°C上昇
 防護水準設定における目標年次: 2100年

ゾーン		決定事象	天端高不足		
			海岸保全 区域延長	平均値	最大値
Aゾーン 若狭湾ゾーン	A-1 大浦ゾーン	津波	3.2km	0.57m	1.94m
	A-2 舞鶴湾ゾーン	高潮・高波	19.7km	0.67m	1.00m
	A-3 由良・栗田ゾーン	高潮・高波	8.4km	0.76m	1.80m
	A-4 宮津湾ゾーン	高潮・高波	30.3km	0.66m	1.53m
	A-5 宮津・伊根ゾーン	高潮・高波	9.5km	0.88m	1.57m
Bゾーン 山陰海岸ゾーン	B-1 京丹後ゾーン	高潮・高波	13.0km	0.92m	2.45m
	B-2 久美浜湾ゾーン	高潮・高波	19.2km	0.53m	0.81m
合計			102.2km		



※出典: 「丹後沿岸海岸保全基本計画(変更) (平成30年7月, 京都府)」p.52
 (<https://www.pref.kyoto.jp/kaigan/1164081123425.html>)に加筆

※決定事象: 支配的な決定事象を記載(一部海岸では決定事象が異なる)

3. 「丹後沿岸海岸保全基本計画」の変更

計画変更にあたってのポイント

- 技術検討会での検討結果を踏まえ、気候変動の影響による外力の増大等を考慮するため、以下のポイント①～④をもとに、現行の「丹後沿岸海岸保全基本計画」を変更します。

ポイント① 海岸保全基本方針に基づく気候変動影響の明確化

- 気候変動シナリオとして**2℃上昇シナリオ**を想定。
- 気候変動の影響により、想定される課題を明示。

ポイント② 2100年を想定年次とした防護水準及び代表断面の堤防高の設定

- 気候変動の影響を踏まえ、**2100年時点を想定年次**とした潮位・波浪・津波等の外力条件に基づく防護水準及び代表断面の堤防高を設定。

ポイント③ 地域特性に配慮した柔軟な計画

- 現行堤防の必要な嵩上げ高を踏まえ、事業の実施に当たっては、**海岸景観や周辺の利用状況を考慮し、必要に応じて整備内容の見直しを行う**こととして、柔軟性を確保。

ポイント④ 気候変動の不確実性を考慮した防護水準の見直し

- **気候変動予測の不確実性を踏まえ**、気象・海象等のモニタリングを実施するとともに、気候変動の予測に関する最新の研究成果等を踏まえ、**防護水準の見直しを想定**。

海岸保全基本計画の変更項目（案）

- **今回は気候変動影響を踏まえた海岸保全基本計画の変更であり、主に気候変動影響による外力の変化及び整備についての変更・追記を行う。**

表 丹後沿岸海岸保全基本計画の目次構成と計画変更の概要

項目	主な変更内容
第1章 海岸の保全に関する基本的な事項	
1. 海岸の特性	第1章:対象海岸の特性や基本理念、基本方針、施策を記載 最新の資料に基づく海岸特性等の時点更新 気候変動に対応した課題や具体的施策の追記・変更
2. 海岸保全の基本理念	
3. 海岸保全の現況と課題	
4. 海岸保全の基本方針	
5. 海岸保全の具体的施策	
第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	
1. 整備ゾーンと保全の方向性	第2章:整備ゾーンの設定や海岸保全施設に関する整備内容や維持修繕を記載 防護水準の見直しに伴う整備内容の追記・変更
2. 海岸保全施設の新設又は改良	
3. 海岸保全施設の維持又は修繕	
第3章 留意すべき重要事項	
1. 関連計画との整合性の確保	第3章:海岸整備にあたっての留意事項を記載 気候変動予測の不確実性を踏まえた防護水準の見直しに関する内容を追記
2. 関係機関との調整・連携	
3. 地域住民の参画と情報公開	
4. 調査・研究の推進	
5. 地域温暖化・異常気象への対応	
6. 海岸協力団体の指定に向けた取組	
7. 計画の見直し	

海岸保全基本計画（変更原案）の概要

項目	該当ページ	現行計画	変更内容
第1章 海岸の保全に関する基本的な事項			
1. 海岸の特性	P.1～16	1-1 自然的特性 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年時点の自然的特性を整理。 整理している自然的特性は以下のとおり。 (1)地形、(2)地質、(3)底質、(4)活断層、(5)自然景観 (6)気象・海象、(7)水質、(8)河川流入、(9)陸域の生物、(10)海域の生物 	1-1 自然的特性 <ul style="list-style-type: none"> 記載内容について、最新の資料に基づく図表・数値等の時点修正。
	P.17～30	1-2 社会的特性 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年時点の海岸の歴史、沿岸利用の現況を整理。 整理している沿岸利用は以下のとおり。 (1)地域の生活利用、(2)土地利用及び人口分布、(3)港湾の利用状況 (4)漁業の状況、(5)交通、(6)海岸の利用状況、(7)地場特産 	1-2 社会的特性 <ul style="list-style-type: none"> 記載内容について、最新の資料に基づく図表・数値等の時点修正。
2. 海岸保全の基本理念	P.30	・基本理念：“悠久・雄大な自然と共に生きる～『海の京都』なぎさ回廊～”	・変更なし
3. 海岸保全の現況と課題	P.32	3-1 防護面からみた現況と課題 (1)沿岸の災害 <ul style="list-style-type: none"> 平成5年までの津波被害記録を参考に、「積丹半島沖地震(昭和15年)」、「日本海中部地震(昭和58年)」、「北海道南西沖地震(平成5年)」の概要を整理。 	3-1 防護面からみた現況と課題 (1)沿岸の災害 <ul style="list-style-type: none"> 近年の高潮・波浪に起因する浸水被害について追記。 平成5年以降、津波による浸水被害が確認されていないことを追記。
	P.33	(2)漂砂特性と地形変化状況 ①久僧海岸 <ul style="list-style-type: none"> 久僧海岸は、丹後半島先端部に位置する延長約600mのポケットビーチであり、波向に応じた沿岸漂砂により弓形の砂浜が形成されている現状を記載。 近年は土砂量の減少により、中央部で汀線後退や浜崖が進行し、防災面や海水浴場利用への影響が懸念されることから、潜堤(人工リーフ)の改良や養浜による侵食対策を進めている取り組み概要を記載。 	(2)漂砂特性と地形変化状況 ①久僧海岸 <ul style="list-style-type: none"> 変更なし
	P.33～34	②天橋立地区海岸～日置地区海岸 <ul style="list-style-type: none"> 天橋立海岸は、宮津湾と阿蘇海を隔てる全長約3.6kmの砂嘴地形で、日本三景の一つとして国の特別名勝に指定されており、一方向の沿岸漂砂の堆積により形成されたが、河川土砂の減少や港湾構造物の影響により昭和20年代から侵食が進行した。これに対し、突堤、養浜、サンドバイパス等の対策を実施し、昭和54年以降は学識者を交えた検討を経て、緊急養浜やサンドバイパスを本格導入した結果、汀線の前進など一定の効果が確認された現状を記載。 突堤下手側の砂不足や景観・利用面の課題が生じたため、潜堤による漂砂制御を導入し、汀線の平滑化を図ってきた。現在は、効果検証に基づき整備した全12基の潜堤と、サンドバイパス・サンドリサイクルを組み合わせた侵食対策を継続している取り組み概要を記載。 	②天橋立地区海岸～日置地区海岸 <ul style="list-style-type: none"> 変更なし

海岸保全基本計画（変更原案）の概要

項目	該当ページ	現行計画	変更内容
第1章 海岸の保全に関する基本的な事項			
3. 海岸保全の現況と課題	P.34	③神崎海岸～由良海岸 ・神崎海岸および由良海岸は、沿岸漂砂よりも岸沖漂砂が卓越する海岸であり、昭和30年頃までは広い砂浜を有していたが、侵食の進行により昭和40年代には由良川河口付近で砂浜幅が大きく減少した。その後、計15基の離岸堤整備により砂浜は一時回復したものの、近年は冬季風浪の影響により離岸堤の沈下が進行し、再び侵食傾向が見られ、河口付近は由良川の出水の影響を強く受け、岸沖漂砂により沖合200～300m付近に沿岸砂州が形成される地形特性を有している現状を記載。	③神崎海岸～由良海岸 ・神崎海岸における突堤・潜堤（人工リーフ）の整備や、由良海岸で汀線測量を実施している旨を追記。
	P.35	(3) 海岸保全施設の現況と老朽化 丹後沿岸では、海岸保全施設の整備により砂浜回復が見られる一方、局所的な侵食や新たな地形変化が生じており、既存施設は想定外の外力に対する防護機能が不足していることに加えて、施設の老朽化が進行し、今後さらに維持管理の重要性が高まっている状況を記載。	(3) 海岸保全施設の現況と老朽化 ・記載内容を時点修正。
	P.36	(4) 防護に関する課題 ①高潮・高波、津波に対する課題 ・丹後沿岸は地形特性や人口集中により、高潮・高波や津波の被害を受けやすく、防災機能の強化が急務であり、水門・陸閘等については、現地条件を踏まえた統廃合や常時閉鎖、操作体制の見直しによる安全確保が課題であることを記載。 ②侵食に対する課題 ・砂浜の消失により越波災害や構造物被災のリスクが高まっており、丹後沿岸では局所的な侵食も進行していることから、砂浜を確保し海岸防護機能を維持することが課題であることを記載。 ③維持管理についての課題 ・海岸保全施設の老朽化が進む中、従来の事後保全から転換し、コスト縮減や予算準化を図りつつ、予防保全に基づく計画的・効果的な維持管理を進めることが課題であることを記載。	(4) 防護に関する課題 ①高潮・高波、津波に対する課題 ・気候変動影響の顕在化や今後のさらなる沿岸地域への影響を踏まえ、将来想定される 気候変動への影響を考慮した新たな海岸保全へ転換 するとともに、 ハード・ソフト対策を組み合わせた適用策を進める 必要がある等の気候変動影響を踏まえた課題を追記。 ②侵食に対する課題 ・気候変動の影響により、 従来の想定を上回る外力の作用により砂浜侵食が一層助長される 可能性があり、既存の侵食対策工の効果低減や、砂浜回復・維持の困難化が想定されることから、 将来の気候変動を踏まえた総合的かつ持続的な侵食対策 が求められている等の気候変動影響を踏まえた課題を追記。 ③維持管理についての課題 ・変更なし
	P.37	3-2 環境・景観面からみた現況と課題 (1) 自然環境の保全状況 ①自然公園等 ・丹後沿岸は国立・国定公園に指定され、良好な自然環境と景観を有するユネスコ世界ジオパークであり、広域連携による保全・活用の取組が進められていることを記載。 ・琴引浜の清掃活動や冠島周辺の世界遺産登録に向けた動きなど、地域主体の自然保護・価値向上の取組を記載。	3-2 環境・景観面からみた現況と課題 (1) 自然環境の保全状況 ①自然公園等 ・変更なし

海岸保全基本計画（変更原案）の概要

項目	該当ページ	現行計画	変更内容
第1章 海岸の保全に関する基本的な事項			
3. 海岸保全の現況と課題			
	P.38	<p>②動植物生息環境 ・丹後沿岸では、冠島・沓島や各湾が鳥獣保護区に指定され、特に冠島・沓島は国指定の特別保護地区である。沿岸や海域には希少な動植物や藻場が分布し、豊かな自然環境が保たれていることを記載。</p> <p>③砂浜の侵食と保全 ・砂浜海岸が生態系・景観・水質浄化の重要な役割を担っていることに加え、養浜等により砂浜の保全に取り組んでいることを記載。</p>	<p>②動植物生息環境 ・変更なし</p> <p>③砂浜の侵食と保全 ・変更なし</p>
	P.38	<p>(2)海岸環境に対する人為的な影響 ・海岸が生物の生息環境や憩いの場として重要である一方、漂着ごみや重油流出などにより、過去の発生事例(ナホトカ号重油流出事故)を特出して環境悪化や海岸機能・漁業への影響が懸念されることを記載。</p> <p>(3)環境・景観に関する課題</p> <p>①生物の生息、生育環境の保全 ・丹後沿岸には、希少な動植物が海岸沿いに広く分布しており、それらの生息、生育環境を維持・保全することが今後の課題であることを記載。</p> <p>②優れた海岸景観の保全 ・丹後沿岸は、多くの優れた海岸景観を有し、貴重な観光資源となっている。近年、砂浜の侵食や景観の悪化等が生じているため、優れた海岸景観を維持・保全することが課題であることを記載。</p> <p>③自然環境に対する人為的影響の緩和 ・丹後沿岸において、投棄ゴミや国内外からの大量の海岸漂着物等による自然環境の悪化を低減することが課題であることを記載。</p> <p>④砂浜の保全 ・砂浜には、水質浄化機能があり、海岸侵食による砂浜の消失は海岸環境に大きな影響を与えるため、海岸環境にとって、砂浜の回復、創出、維持・保全は大きな課題であることを記載。</p>	<p>(2)海岸環境に対する人為的な影響 ・変更なし</p> <p>(3)環境・景観に関する課題</p> <p>①生物の生息および繁殖、生育環境の保全 ・希少な動植物の生息・生育環境に加え、繁殖環境も維持・保全することが課題である旨を追記。</p> <p>②優れた海岸景観の保全 ・変更なし</p> <p>③自然環境に対する人為的影響の緩和 ・変更なし</p> <p>④砂浜の保全 ・変更なし</p>
	P.39	<p>3-3 親水・利用面からみた現況と課題</p> <p>(1)海岸の利用の現況 ・丹後沿岸では多様な海岸利用や観光が進む一方、レジャーボートに関する全国の実態調査により、車両乗り入れや放置艇の増加による景観・安全・防災上の課題が生じており、関係機関が連携してレジャーボートの適正管理に取り組んでいることを記載。</p>	<p>3-3 親水・利用面からみた現況と課題</p> <p>(1)海岸の利用の現況 ・最新の資料に基づく図表・数値等の時点修正。</p>

海岸保全基本計画（変更原案）の概要

項目	該当ページ	現行計画	変更内容
第1章 海岸の保全に関する基本的な事項			
3. 海岸保全の現況と課題	P.40	<p>(2)海岸利用に関連する計画 ・丹後沿岸では、各種計画や条例に基づき、行政・事業者・市民が連携した美化活動や、世界遺産登録や鳴き砂保全などを通じて、海岸利用と地域振興の促進に取り組んでいることを記載。</p> <p>(3)親水・利用に関する課題 ①様々な沿岸利用への配慮 ・丹後沿岸では多様な生活・産業・レクリエーション利用が行われているため、海岸保全施設の整備にあたっては、秩序ある沿岸利用に配慮することが課題であることを記載。</p> <p>②海辺へのアクセスの確保 ・砂浜海岸や岩礁地帯等が人々の生活の場、憩いの場として重要であるため、海辺へ近づき、海とふれあうためのアクセスの確保やバリアフリー化が課題であることを記載。</p> <p>③砂浜の利用 ・砂浜への車両の乗り入れ等は、砂浜環境に与える影響が大きいため、砂浜の利用について規制や啓発等により、海岸利用と砂浜環境のバランスを図ることが課題であることを記載。</p>	<p>(2)海岸利用に関連する計画 ・記載内容を時点修正。</p> <p>(3)親水・利用に関する課題 ①様々な沿岸利用への配慮 ・変更なし</p> <p>②海辺へのアクセスの確保 ・変更なし</p> <p>③砂浜の利用 ・変更なし</p>
4. 海岸保全の基本方針	P.41	<p>・「防護」、「環境・景観」、「親水・利用」の各項目に対し、海岸保全にあたっての基本方針を設定。</p>	<p>・変更なし</p>
5. 海岸保全の具体的施策	P.42	<p>5-1 防護の目標を達成するための施策 (1)海岸の防護の目標 ・誰もが安全に暮らせる海岸のため、防護すべき地域と防護水準を以降のように設定することを記載。</p> <p>(2)防護すべき地域等 ①防護すべき地域 ・侵食、高潮・高波、津波それぞれの防護すべき地域の考え方を記載。</p> <p>○侵食 今後、侵食による汀線後退が進むと予想される地域又は、現時点で砂浜の保全回復が必要とされる地域。</p> <p>○高潮・高波 潮位や波浪の影響により、浸水等の被害が発生すると予想される地域。</p> <p>○津波 設計津波水位が発生した際に、浸水等の被害が発生すると予想される地域。</p>	<p>5-1 防護の目標を達成するための施策 (1)海岸の防護の目標 ・海岸防護の目標設定に当たっては、気候変動影響を踏まえ、2℃上昇シナリオを採用し、2100年時点を想定年次として設定する旨を追記。</p> <p>(2)防護すべき地域等 ①防護すべき地域 ・変更なし</p> <p>○侵食 ・変更なし</p> <p>○高潮・高波 ・変更なし</p> <p>○津波 ・変更なし</p>

海岸保全基本計画（変更原案）の概要

項目	該当ページ	現行計画	変更内容
第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 5. 海岸保全の具体的施策	P.43	<p>②防護の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸背後地の住民の生命や財産を災害から守ることを最優先とし、引き続き高潮・高波対策や耐震化等の必要な整備を図ることを記載。 ・地域の自然的・社会的条件および海岸環境や海岸利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定めることを記載。 ・津波対策では、海岸保全施設等の整備によるハード対策だけでなく、ソフト対策として沿岸住民等の参加による避難訓練等も実施することを記載。 ・維持管理については、予防保全の考え方に基づき計画的に進め、侵食が進行している海岸は、現状の汀線を保全することを基本的な目標と設定することを記載。 ・以上を踏まえ、侵食対策、高潮・高波対策、津波対策それぞれの防護の考え方を明示。 	<p>②防護の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波、耐震化と津波対策を横並びとなるよう、以下のとおり修正。 (左記)高潮・高波対策及び津波対策や耐震化等の必要な整備を図る (左記)津波対策ではまた、海岸保全施設等の整備によるハード対策だけでなく、ソフト対策として沿岸住民等の参加による避難訓練等も実施する
	P.44～47	<p>○侵食対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・侵食が進行している海岸は、現状の汀線を保全することを基本的な目標とし、必要な場合には、汀線の回復を検討。 <p>○高潮・高波対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹後沿岸では、地域ごとに設定した外力に対して、背後地の安全を確保するための施設整備を検討。 <p>○津波対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからの津波対策は、2つのレベルの津波を想定することとし、護岸整備高さの目安となる「比較的発生頻度が高い津波(L1津波)」と、住民避難を柱とした総合的な津波防災対策を構築する「最大クラスの津波(L2津波)」に対応。 <p>(3)防護水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前提条件なし ・高潮・高波等による越波・親水被害の防護については、計画堤防高は過去に記載されている高潮に基づく計画高潮位+波浪の影響+余裕高と設定することを記載。 ・津波に対する計画天端高は、数十年～百数十年に1回程度発生する比較的発生頻度が高い津波(L1津波)を対象に、朔望平均満潮位+津波高+余裕高と設定することを記載。 	<p>○侵食対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外力変化の定量評価は難しいものの、海面上昇などで海岸侵食が進行することはほぼ確実なため、養浜等の人為的な土砂供給やモニタリングを行いつつ、総合的な土砂管理の方法を検討し、気候変動の影響予測と組み合わせることで対応していくことを追記。 <p>○高潮・高波対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の影響を踏まえながら、面的防護の考え方も含めて施設整備を検討する旨に修正。 <p>○津波対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更なし <p>(3)防護水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2°C上昇シナリオを前提に、防護水準(潮位・波浪・津波)を設定する。今後は気候変動の予測結果に応じて、適宜、防護水準の見直しを図ることを追記。 ・高潮・高波等による越波・浸水被害の防護については、気候変動の影響を考慮して設定した外力に対し、背後地の安全を確保するため施設整備を検討する旨の文章を追記。 ・外力の設定に当たっては、台風及び爆弾低気圧を対象としたアンサンブル予測の結果を活用し、平均海面水位の上昇量に加え、潮位偏差及び波浪の長期変化等の影響分を考慮して設定した値に余裕高(30cm)を加えた値とした旨の文章に修正。 ・沖波に起因する外洋波の影響が小さい海岸では、湾内発生波についても考慮して防護水準を設定する旨を追記。 ・気候変動の影響を踏まえた設計津波水位として、朔望平均満潮位+平均海面水位の上昇量+津波高+余裕高(30cm)とすることを追記。 ・気候変動影響を考慮した高潮・高波及び津波の計画外力等を整理。

海岸保全基本計画（変更原案）の概要

項目	該当ページ	現行計画	変更内容
第1章 海岸の保全に関する基本的な事項			
5. 海岸保全の具体的施策	P.48	<p>(4)防護の目標を達成するための具体的施策</p> <p>①海岸保全施設整備 ・防護対象の重要度や地域特性を踏まえ、必要な海岸保全施設を整備する。施設の種類の施工実績を参考に検討し、水門・陸閘等は現地条件に応じて統廃合や常時閉鎖を含め見直すことを記載。</p> <p>②砂浜の保全による海岸防護機能の確保 ・砂浜の防災機能を維持するため、砂浜の保全・回復を図り、海岸状況に応じて構造物や養浜等の手法を適切に実施する。あわせて、モニタリングにより砂浜状況を把握し、養浜量や時期等を評価・見直ししながら継続的な改善を行うことを記載。</p>	<p>(4)防護の目標を達成するための具体的施策</p> <p>①海岸保全施設整備 ・海岸景観や施設周辺利用の重要性に配慮し、堤防の嵩上げに限定するのではなく、必要に応じて面的防護やソフト対策との組合せを検討する旨の文章に修正。 ・気候変動の予測の不確実性を踏まえ、防護水準の見直しを想定した段階的な整備を含む多層的で柔軟な対策が重要であることを追記。</p>
	P.49	<p>③効率的かつ効果的な施設の維持管理 ・海岸保全施設の老朽化を踏まえ、長寿命化計画に基づき、定期的な点検・維持修繕を行い、効率的かつ効果的な維持管理を推進する。</p>	<p>③効率的かつ効果的な施設の維持管理 ・文脈を踏まえ、文言を微修正。</p>
	P.50	<p>5-2 海岸環境の整備及び保全のための施策</p> <p>(1)良好な動物生息環境の保全 ・海岸の整備に当たっては、生物多様性の保全を基本とし、自然海岸の相互関連性に配慮するとともに、侵食した砂浜の回復や環境影響の最小化に努めることを記載。</p> <p>(2)自然浄化機能の保全 ・海岸の自然浄化機能の保全を基本とし、汀線付近の形状変化はできる限り行わず、やむを得ず行う場合にも、海岸環境に配慮した計画を進めるように努めることを記載。</p>	<p>5-2 海岸環境の整備及び保全のための施策</p> <p>(1)良好な動物生息環境の保全 ・現行計画の生育に加えて繁殖を追記。</p> <p>(2)自然浄化機能の保全 ・変更なし</p>
	P.51	<p>(3)景観に配慮した海岸保全施設の整備 ・海岸保全施設等の整備に当たっては、各海岸の特性を踏まえ、景観形成ガイドラインに基づき周辺景観との調和を図ることを記載。</p> <p>(4)流域一帯の環境配慮と土砂管理 ・良好な海岸環境の保全に向け、流域一体の視点に立った環境配慮と総合的な土砂管理を関係機関と連携して進めることを記載。</p> <p>(5)海岸ゴミ対策の実施 ・「京都府海岸漂着物対策推進地域計画(平成23年)」に基づき、日常の海岸清掃＋漂着物の発生抑制等、取り組み状況を記載。</p>	<p>(3)景観に配慮した海岸保全施設の整備 ・対策を検討するうえで、面的防護やハード・ソフト一体の対策を考慮して計画することを追記。</p> <p>(4)流域一帯の環境配慮と土砂管理 ・変更なし</p> <p>(5)海岸ゴミ対策の実施 ・記載内容を時点修正。</p>

海岸保全基本計画（変更原案）の概要

項目	該当ページ	現行計画	変更内容
第1章 海岸の保全に関する基本的な事項			
5. 海岸保全の具体的施策	P.52	5-3 公衆の適正な利用を促進するための施策 (1)生活空間としての海辺の保全 ・丹後沿岸の海岸は地域生活の場として重要であることから、保全や施設整備に当たっては利用性や地元意見に配慮することを記載。	5-3 公衆の適正な利用を促進するための施策 (1)生活空間としての海辺の保全 ・変更なし
	P.53	(2)海辺へのアクセスの確保とバリアフリー化 ・多様な利用者に配慮したアクセスと安全性を確保し、海岸特性や地元意向を踏まえた利用促進を図ることを記載。 (3)砂浜の保全による海岸利用の向上 ・砂浜は海岸に親しむ貴重な空間であることから、侵食対策による保全を図り、観光と地域利用の両立に配慮することを記載。	(2)海辺へのアクセスの確保とバリアフリー化 ・変更なし (3)砂浜の保全による海岸利用の向上 ・変更なし
		(4)関連計画都の整合 ・海岸を重要な観光資源と位置付け、保全施設整備に当たっては価値の維持・向上と関連計画との整合を図ることを記載。	(4)関連計画都の整合 ・記載内容を時点修正。
第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項			
1. 整備ゾーンと保全の方向性	P.54	1-1 ゾーニング (1)ゾーン区分 ・自然条件、社会経済条件、生活文化圏を踏まえたゾーニングの考え方、ゾーン毎の整備方針を記載。	1-1 ゾーニング (1)ゾーン区分 ・変更なし
	P.55	(2)ゾーニング図 ・ゾーン設定の考え方とゾーニング図を記載。	(2)ゾーニング図 ・変更なし
	P.56	(3)各ゾーンの整備方針 A-1:大浦ゾーン ・半島と入り江が続き、ポケット的に砂浜と漁村が点在する。豊かな漁場であるとともに、良好な景観を有する海水浴場があるゾーンである。 <防護> ・背後地の漁村や集落を守るため、侵食や高潮・高波対策等の海岸保全対策を進める。 ・老朽化した施設の維持管理や改良を進める。 <環境/景観・親水/利用> ・若狭湾国定公園に指定されており、希少な動植物の生育場の保全に努める。 ・漁業等の生活利用に配慮し、海水浴場や釣り公園等の海洋レクリエーション機能の向上を図る。	(3)各ゾーンの整備方針 A-1:大浦ゾーン ・変更なし <防護> ・背後地の漁村や集落等を守るため、 気候変動を考慮した津波や高潮・高波、侵食に対して、海岸保全対策を進める 方針に修正。 <環境/景観・親水/利用> ・変更なし

海岸保全基本計画（変更原案）の概要

項目	該当ページ	現行計画	変更内容
第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項			
1. 整備ゾーンと保全の方向性	P.57	<p>A-2:舞鶴湾ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 湾内に幾つもの浮島が点在し、その眺望は近畿百景第1位である。また、海軍ゆかりの地として多数の面影を残す建造物等、古くから発達している港町ゾーンである。 <p><防護></p> <ul style="list-style-type: none"> 古くから整備が進められてきたゾーンであることから、老朽化した施設の維持管理や改良を進める。 <p><環境/景観・親水/利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 背後地の舞鶴赤れんがパーク等や優れた環境の適切な維持・保全に努める。 交流の拠点となる港湾機能の強化を図る。 港湾機能との調和を図り、湾形状の自然環境を活かした利用の促進を図る。 	<p>A-2:舞鶴湾ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし <p><防護></p> <ul style="list-style-type: none"> 古くから整備が進められてきたゾーンであることから、老朽化した施設の維持管理や改良を進めるとともに、気候変動を考慮した高潮・高波等に対して、必要に応じてソフト対策等と組み合わせて海岸保全対策を進めることを追記。 <p><環境/景観・親水/利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし
		<p>A-3:由良・栗田ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 由良川の河口に位置し、美しい砂浜と松林があり、安寿と厨子王伝説の舞台となったゾーンである。 <p><防護></p> <ul style="list-style-type: none"> 侵食が進んでいる海岸については、潜堤(人工リーフ)等による砂浜の保全を図る。 比較的発生頻度が高い津波に対して、海岸保全施設の整備により浸水対策を図る。 老朽化した施設の維持管理や改良を進める。 <p><環境/景観・親水/利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸環境を損なうゴミや漂着物問題について、官民一体となって対策を進める。 漁業、海水浴利用等があることから、各地域に合った海岸保全施設を検討する。 	<p>A-3:由良・栗田ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし <p><防護></p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動を考慮した高潮・高波等に対して、砂浜地形等の自然特性を活かしつつ、海岸保全対策を進める方針に修正。 <p><環境/景観・親水/利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし
		<p>A-4:宮津湾ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本を代表する観光資源(天橋立)を有する。丹後地域を牽引する交流拠点ゾーンである。 <p><防護></p> <ul style="list-style-type: none"> 天橋立を中心とする宮津湾周辺は、海岸保全施設の整備が進んでいるが、老朽化した施設の維持管理や改良を進める。 <p><環境/景観・親水/利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 天橋立と調和した優れた海岸景観の保全を図る。 観光地としての海岸利用の促進を図り、整備の強化に努める。 	<p>A-4:宮津湾ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし <p><防護></p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動を考慮した高潮・高波等に対して、必要に応じてソフト対策等と組み合わせて、海岸保全対策を進めることを追記。 <p><環境/景観・親水/利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし

海岸保全基本計画（変更原案）の概要

項目	該当ページ	現行計画	変更内容
第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項			
1. 整備ゾーンと保全の方向性	P.58	<p>A-5:宮津・伊根ゾーン 日本を代表する観光資源(伊根の舟屋)を有する。定置網漁を中心とした漁業の生活文化を今に残すノスタルジアあふれるゾーンである。</p> <p><防護> ・背後に漁村が密集する地域では、ソフト対策と一体となって、人命や資産を守る。 ・老朽化した施設の維持管理や改良を行う。</p> <p><環境/景観・親水/利用> ・国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている伊根の舟屋等の貴重な建造物の保全に努める。 ・漁業、海水浴利用等があることから、各地域に合った海岸保全施設を十分検討する。</p>	<p>A-5:宮津・伊根ゾーン ・変更なし</p> <p><防護> ・背後に漁村が密集する地域について、気候変動を考慮した高潮・高波等に対し、必要に応じて、ソフト対策等と組み合わせつつ、人命及び資産の保全を図る 海岸保全対策を推進する方針に修正。</p> <p><環境/景観・親水/利用> ・変更なし</p>
		<p>B-1:京丹後ゾーン ・丹後半島のほぼ先端に位置し、立岩、屏風岩、丹後松島等、岩礁の織りなす絶景と、ポケットビーチや広大な砂浜が存在する美しい自然海岸である。自然豊かな地形が特徴的なゾーンである。</p> <p><防護> ・冬季風浪による侵食の傾向が見られる海岸については、離岸堤や潜堤(人工リーフ)等、海岸保全施設により対策を行う。老朽化した施設の維持管理や改良を進める。</p> <p><環境/景観・親水/利用> ・自然公園や山陰海岸ジオパークに認定されており、貴重な地形や自然環境、動植物等の保全・回復に努める。 ・自然環境に配慮しつつ、海水浴場やキャンプ場等の海洋レクリエーション機能の向上を図る。トウテイラン等の希少な海浜植物等の保全に努める。</p>	<p>B-1:京丹後ゾーン ・変更なし</p> <p><防護> ・気候変動を考慮した高潮・高波等に対して、砂浜地形等の自然特性を活かすつ、海岸保全対策を進めることを追記。</p> <p><環境/景観・親水/利用> ・変更なし</p>
		<p>B-2:久美浜湾ゾーン ・白砂青松の小天橋を中心に美しい浜が点在する。また、久美浜湾内はカキの養殖が盛んであり、入り組んだ地形が織りなす美しい景観が形成されているゾーンである。</p> <p><防護> ・比較的古くから施設整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良を進める。</p> <p><環境/景観・親水/利用> ・親水性を持たせ、海岸利用を活性化できるような護岸整備を推進し、エリア全体の繋りの向上を図る。</p>	<p>B-2:久美浜湾ゾーン ・変更なし</p> <p><防護> ・気候変動を考慮した高潮・高波等に対して、必要に応じてソフト対策等と組み合わせて、海岸保全対策を進めることを追記。</p> <p><環境/景観・親水/利用> ・変更なし</p>

海岸保全基本計画（変更原案）の概要

項目	該当ページ	現行計画	変更内容
第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項			
2. 海岸保全施設の新設又は改良	P.59	<p>2-1 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン毎の整備方針を踏まえて海岸保全施設の整備区域を設定する旨を記載 <p>2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類・施設の規模・施設の配置について、前提条件と検討するうえでの留意事項を整理する旨を記載。 <p><施設の種類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点で最適な工法を採用しつつ、地形変化や知見の進展、地元意見を踏まえて見直しを行いながら整備を進める。整備対象は、堤防・護岸・砂浜・消波施設・離岸堤・突堤・潜堤等とすることを記載。 <p><施設の規模></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の整備延長を基本としつつ、計画の内容、進捗状況に応じて保全区域全体を対象とし、施工延長や断面形状は実施段階で詳細に検討することを記載。 <p><施設の配置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況汀線(海岸線)沿いの配置とするが、実施に当たっては詳細な検討を行う旨を記載。 	<p>2-1 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更なし <p>2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更なし <p><施設の種類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動影響を考慮した防護水準を確保するような護岸等の配置計画を示し、実施にあたっては気候変動予測の不確実性、経済性、地形条件、地元の意見等を踏まえ、必要に応じて段階的整備や面的防護等による複合的な対策、ソフト対策を組み合わせる等多層的で柔軟な対策の検討を行う旨の記載に修正。 <p><施設の規模></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要堤防高は、2100年時点で2℃上昇した場合の気候変動を考慮した高潮・高波に対して必要となる高さと津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値に余裕高を加えて設定した旨の文章に修正。 ・実施にあたっては、現地の地形条件や地元の意見等を踏まえて、各施設ごとに対策内容を検討・決定する旨の記載に追加。 <p><施設の配置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更なし
	P.60	<p>2-3 海岸保全施設による受益地域及びその状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益地域及び土地利用条件等を示した基本計画図を記載 	<p>2-3 海岸保全施設による受益地域及びその状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更なし
3. 海岸保全施設の維持又は修繕	P.61	<p>3-1 海岸保全施設の存する区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持又は修繕を行うにあたり、地域特性や海岸保全施設の種類、構造を勘案する旨を記載 	<p>3-1 海岸保全施設の存する区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更なし
		<p>3-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表で整理 ・施設配置図を基本計画図として整理 	<p>3-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更なし
		<p>3-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設点検を行ったうえで、変状が確認された施設には状況に応じた適切な対処を行う旨を記載 ・地震、津波、高潮発生後には、必要に応じて緊急点検を実施する旨を記載 ・海岸保全施設長寿命化計画を策定し、定期的な点検・修繕を実施する旨を記載 ・ライフサイクルコストの低減について、施設ごとに留意点を整理 	<p>3-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文脈を踏まえ、文言を微修正。

海岸保全基本計画（変更原案）の概要

項目	該当ページ	現行計画	変更内容
第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項			
	P.62	海岸保全区域 位置図	海岸保全区域 位置図 ・変更なし
	P.63～65	海岸保全施設の整備に関する一覧表	海岸保全施設の整備に関する一覧表 ・規模(新設・改良)の天端高を気候変動を考慮した値に修正。
	P.66～73	基本計画図	基本計画図 ・防護水準の変更に伴う計画図の修正。
第3章 留意すべき重要事項			
1. 関連計画との整合性の確保	P.74	<ul style="list-style-type: none"> ・関連・近隣の開発、保全、環境保全および京都府国土強靱化地域計画等の諸計画と常に調整、整合を図り、地域の総合的な保全、整備に貢献する旨を記載 ・過去にナホトカ号重油流出事故(平成9年1月)を経験しているため、京都府又は近隣の海域において油流出事故が発生した場合は、「京都府地域防災計画 事故対策計画編」により対応することを記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更なし ・変更なし
2. 関係機関との調整・連携		<ul style="list-style-type: none"> ・海岸関係部署等で構成される連絡調整に関する会議により、海岸だけでなく海域、陸域も含めた広範囲な分野にわたる連携を図るとともに、隣接する沿岸の海岸管理者とも連携を図ることが必要であることを記載 ・土砂管理については、土砂の適切な移動を妨げないような海岸保全施設の種類や配置に配慮するとともに、関係機関の連携の下に広域的・総合的な対策を推進する旨を記載 ・近年では海岸での脅威が懸念されるため、海岸管理者と警察や海上保安庁等の関係機関、並びに地域住民との情報伝達等の連携を推進することを記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更なし ・変更なし ・変更なし
3. 地域住民の参画と情報公開	P.75	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進には、積極的に市町・地域住民の参画を得ることを記載。 ・海岸管理者は、地域住民等の参画や必要な海岸に関する情報提供を積極的に行うことにより、海岸に対する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民が海岸づくりに積極的に関わる環境を形成することを記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更なし ・変更なし
4. 調査・研究の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い安全な海岸の実現に向け、大学や研究機関等と連携を図り、整備に関する調査研究や、新工法等の新たな技術に関する研究開発等を推進することを記載 ・民間を含めた幅広い分野との情報の共有を図りつつ、互いの技術の連携を推進するとともに、技術交流等を図り、広くそれらの成果を活用し普及を図ることを記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更なし ・変更なし
5. 地域温暖化・異常気象への対応		<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や、急速に発達する低気圧等の異常気象が増大・増加傾向にあり、高潮・高波被害の激化や砂浜の減少等、深刻な影響が生じているため、潮位・波浪・海水温等のモニタリングや地球温暖化による影響の予測・評価を踏まえて、適応策の検討を進めることを記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・本項目は気候変動影響を踏まえた海岸保全基本計画として全体に反映しているため、削除。

海岸保全基本計画（変更原案）の概要

項目	該当ページ	現行計画	変更内容
第3章 留意すべき重要事項			
6. 海岸協力団体の指定に向けた取組	P.76	・丹後沿岸の維持管理においては、地域住民やボランティア等の協力が必要となっており、海岸の美化や動植物の保護、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定に向けた取組を推進することを記載	・変更なし
7. 計画の見直し		<p>(1)柔軟な管理区域、管理者の見直しと変更</p> <p>・海岸保全区域については、防護すべき地域の土地利用や海岸の利用状況等に変化が生じた場合は、迅速かつ柔軟に海岸関係部署間で十分調整を図った上で、海岸保全区域の見直しや所管区分の変更等を行なうことを記載</p> <p>(2)基本計画の見直しと変更</p> <p>・海岸の地形や地域の状況、整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の社会経済状況の変化等に対応し、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を点検し、必要に応じて計画の柔軟な見直し、変更を行うことを記載</p>	<p>(1)柔軟な管理区域、管理者の見直しと変更</p> <p>・変更なし</p> <p>(2)基本計画の見直しと変更</p> <p>・気候変動の予測には不確実性が伴うことから、気象・海象や環境の変化に関するモニタリングを実施するとともに、気候変動の予測に関する最新の研究成果等を踏まえ、必要に応じて防護水準を適宜見直す旨を追記。</p>

海岸保全施設の整備方針

気候変動シナリオ

- ・ 2℃上昇（RCP2.6）シナリオ
- ・ 目標年次：2100年

将来気候における計画外力

- ・ **高潮**：再現確率1/100
（地形特性を考慮してエリア毎に設定・気候変動を考慮）
- ・ **高波**：再現確率1/30
（地形特性を考慮してエリア毎に設定・気候変動を考慮）
- ・ **津波**：数十年から百数十年に1回発生する比較的発生頻度が高い津波（L1津波）
（2100年時の海面上昇分を考慮）

海岸保全施設の整備方針

- ・ **高潮・高波及び津波に対して、必要となる高さを比較して、高い方の値に余裕高を加え、代表断面の堤防必要高さを設定。**
- ・ **気候変動の不確実性を考慮し、段階的な整備を含む多層的で柔軟な対策の重要性を明示。**
- ・ **事業の実施に当たっては、海岸景観や施設周辺の利用も配慮し、また地元の意見等も踏まえながら、必要に応じて、面的防護やソフト対策との組み合わせを検討。**

防護水準の見直し

気候変動の予測には不確実性が伴うことから、気象・海象や環境の変化に関するモニタリングを実施するとともに、気候変動の予測に関する最新の研究成果等を踏まえ、必要に応じて防護水準を適宜見直すこととする。